

令和2年度

昭和町教育委員会  
定例会(2月)会議録

昭和町教育委員会

## 令和2年度2月定例教育委員会 会議録

- 1 会議の別 定例会
- 2 開催月日 令和3年2月18日(木)
- 3 開催時間 午後1時30分から午後3時40分
- 4 開催場所 昭和町中央公民館 第1会議室
- 5 出席委員 教育長 太田 充  
教育長職務代理者 磯部 幸廣  
委員 石原 保夫  
委員 小宮 山 稔  
委員 山田 由美
- 6 欠席委員 なし
- 7 委員及び傍聴人を除く会議室に出席した職員の職氏名  
学校教育課長 神澤 卓見  
生涯学習課長 山本 靖  
主幹・指導主事 古屋 正樹  
学校教育課総務係長 細田 忠司  
学校教育課主事 興石 尚美
- 8 出席した長及びその事務局の職員の職氏名 なし
- 9 傍聴人 なし
- 10 会議の概要

### 開 会

- (1) 開会
- (2) 前回会議録の承認
- (3) 教育長の報告
  - ・2月実施四校会の報告について
  - ・新型コロナウイルス感染症関連について
  - ・新入学児童生徒数について
  - ・人事関係について
  - ・3月議会について

- ・学校備品台帳の整理について
- ・全国学力学習状況調査、県学力把握調査について
- ・土曜学習塾「ほたる學舎」について
- ・今後の予定について
- ・その他

(4) 諸報告（各課等の報告）

- ①生涯学習課（各種事業、今後の事業予定他）
- ②学校教育課（各種事業、今後の事業予定他）

(5) 議事（会議に付した議案）

- 1) きめ細かな指導等に関する教育指導員（会計年度任用職員）等取扱規定について
- 2) 医療的ケア実施要項、医療的ケア運営会議開催要項、医療的ケア実施要項細則の制定について
- 3) 昭和町教育委員会事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則について
- 4) 新年度就学援助費（新入学準備費）支給認定について
- 5) その他

(6) その他

- ・令和3年度の定例会日程について
- ・令和3年度教育長職務代理について

11 議案となった動議を提出した者の氏名 なし

12 議事

教育長

議事に移ります。

今回は順番を入れ替えまして、4) 新年度就学援助費（新入学準備費）支給認定についてからお願いします。

興石主事

資料をご覧ください。令和3年度入学前支給就学援助認定審査書類になります。本町では平成30年度より要綱を改正し、入学前支給を行っています。国からも入学前支給を行うように通知等で示されていますので、新年度分につきましても継続して行っていくことになります。

入学前支給につきましては、新入学児童生徒のうち申請があった方について、準要保護と認められる世帯へ入学準備費を事前に支給するものです。今回の審査については、あくまでも現段階において行うもので、本審査は新年度6月に申請、8月の教育委員会で審査、認定することになります。支給額は小学校が40,600円、中学校は47,400円になります。

（資料を用いて詳細説明）

これらについて認定してよろしいか審議をお願いします。

教育長	この件について、ご意見、ご質問ありますか。
小宮山委員	外国籍の方についての説明はどうしているのか。
輿石主事	就学援助の申請につきましては、ポルトガル語に訳した書類を渡してあります。  (認定審査実施)
教育長	他にはいかがでしょうか。 無いようですので、資料のとおり認定しますがよろしいでしょうか。 (異議なく承認。) <p>次に1) きめ細かな指導等に関する教育指導員(会計年度任用職員)等取扱規定について事務局お願いします。</p>
神澤課長	それではお願いします。昭和町立小中学校のきめ細かな指導等に関する教育指導員(会計年度任用職員)等取扱規定についてですが、この度、現況の昭和町立小中学校のきめ細かな指導等に関する非常勤教育職員等取扱規定の名称から内容まで大幅に変わりますので廃止とし、新たな内容に即したものを制定したいと考えております。 経過としましては、平成22年4月に施行され、平成26年に一部改正があり現在に至っております。今年度当初から会計年度任用職員制度がスタートし、教育非常勤職員、教育指導員、教育補助員など個々に内容が定義され、運用や報酬もバラバラだったものを全て教育指導員として統一されました。資格も教員免許、保育士免許、保健師免許、看護師免許等を有する者、もしくは経験や適性により判断されるとした教育指導員に特化した内容の規定にします。この新たな規定により、従来、養護教諭補助員として保健室のみの業務しかできなかった者が、教室等の授業サポートに入ることが可能となります。また、看護の必要な児童生徒の支援や補助を資格によっては行うことができるようになります。 近年、様々な児童生徒が昭和町を選択し、転入してくる傾向にあります。このようなことから将来を見据えた準備を行う必要がありますので、新たな規定についてご審議をお願いします。
教育長	少し時間を取りますので内容を確認してください。 この件について、ご意見、ご質問ありますか。
小宮山委員	表題の部分で「(会計年度任用職員)」とありますが、第2条の定義で謳っているので入れる必要があるのか。
神澤課長	分かりやすいよう入れましたが、法制担当に確認します。

教育長	他にはいかがでしょうか。
山田委員	期間のところでは原則3年とありますが、その後はどうなるのですか。
教育長	継続する場合は、町内校にて異動となります。次の議題にもありますが、看護師免許を持っている者が懸案事項になっています。 他にはいかがでしょうか。
山田委員	保健室の先生については学校保健に係る仕事ですが、今回の看護師免許を持った方は看護が必要な子だけでなく他の子にも係るということでいいですか。
教育長	その通りです。基本、教育指導員として雇うこととなりますので、看護師としての職務もできることとなります。
石原委員	看護が必要な子に対してということは、常駐することになりますか。
古屋主幹・指導主事	その通り常駐していただくこととなりますが、教育指導員として勤務している者が看護師免許を持っているとなります。
小宮山委員	看護師を雇うのは高額になるし、教育指導員と両立する人を見つけるのも難しいかもしれないですね。
教育長	他にはいかがでしょうか。 無いようですので、規則については法制係と最終調整し体裁を整えるということで、承認してもよろしいでしょうか。 (異議なく承認)
	2) 医療的ケア実施要項、医療的ケア運営会議開催要項、医療的ケア実施要項細則の制定について事務局お願いします。
古屋主幹・指導主事	医療的ケア実施要項になります。先ほど話しがありました教育指導員の中で、看護師免許を持っている者に医療的ケアを行ってもらうためにこの要綱が必要になります。 この医療的ケアになりますが、経管栄養、痰の吸引、導尿といった行為を児童生徒が必要な状況が出てきており、学校において健康の維持増進、安全な学習環境を整備していくこととなります。また、第3条には、看護師免許を持っている者が行わなければならないことが謳ってあり、医師の指示と意見書も必要となります。第4条は運営会議の開催についてです。すぐには想定していませんが、町内の複数校において医療的ケアを行っていくときには連絡協議会を開催し対応していくこととなります。第6条は学校内での検討委員会についてです。受け入れ校におい

古屋主幹・指導主事	<p>ても児の対応や設備等を検討する必要がありますので、入れさせていただきました。</p> <p>続きまして、医療的ケア運営会議開催要項になります。先ほどの実施要項の第4条において定めるもので、医療的ケアが必要な児が複数校に在籍することもあり、必要に応じて今回同時に制定したいと考えております。</p> <p>最後に、医療的ケア実施要項細則になります。当初に説明しました要綱の細則で、教育指導員の動きや保護者からの申請手順、主治医とのやり取りなど詳しく書かれております。また、医療的ケアが必要な児が在籍する学校では、実態に合わせたマニュアルを作成することになります。児に合わせたケア手順などもこの中で書かれることになります。</p> <p>これらの要綱や細則またマニュアルなどに基づいて、保護者とも確認しケアを実施することになります。</p> <p>(資料を用いて詳細説明)</p>
教育長	この件について、ご意見、ご質問ありますか。
小宮山委員	医療的ケアの児の受け入れや要綱の制定は良いことだとは思いますが、実際、どこまでのケア児を受け入れるのか。ある程度の線引きは必要と思うがいかがか。
古屋主幹・指導主事	その通りだと思います。全て受け入れることは難しいと思いますし、公立の小中学校で出来るケアは、導尿までと感じています。そこから先の経管栄養や痰の吸引などは、重度の支援が必要になりますので支援学校での対応になると思います。
磯部職務代理	保護者からの申請とありますが、校長が実施するかどうかの判断は検討委員会の結果を踏まえてからになると思うが、検討委員会のメンバーには学年主任、担任の先生などがいます。4月からの受け入れとなると、事前に検討委員会を開催することになるがその辺は大丈夫なのか。
古屋主幹・指導主事	4月からの受け入れになると、就学相談や聞き取り調査でも把握できますので、事前に検討していくことになると思います。
磯部職務代理	校長が適否の判断をするにあたり、体制づくりや人員確保、設備などの整備もありますが、その辺りはいかがでしょうか。教育委員会で先行して進めていくのですか。
古屋主幹・指導主事	校長判断の前にある程度の情報を得る中で、委員会でも学校と連携して動いていくことになります。

磯部職務代理	年度当初からの受け入れになると、指導員の研修もありますし忙しいですね。
石原委員	受け入れや実習も含め、事前に準備していくということで、よろしいですか。
古屋主幹・指導主事	その通りです。このような児の就学については、県立の支援学校も同じような対応をしています。就学相談を予め行き総合的に判断していくこととなりますので、県教委や、校長も含め協議しながらになります。
磯部職務代理	毎日、記録を付けて指導員が保管することになっているようですが、どのような方法になるのか。
古屋主幹・指導主事	記録カードとして連絡帳に毎日、記録し保護者とやり取りをしようと考えています。
磯部職務代理	話に聞くとところトラブルになるという事もあります。こちらでも記録を残しておいた方がよいのではないのでしょうか。
古屋主幹・指導主事	その通りですね。記録について連絡帳は保護者と、それとは別に記録を保管するという事で考えてみます。
磯部職務代理	導尿については、年齢を重ねると自分でできるようですがどのくらいになるのか。
古屋主幹・指導主事	男女でも差があると聞いています。男子ですと低学年のうちにはできるようです。女子は少し時間がかかるようですが、3年生くらいまでには自分でできるよう訓練していくようです。
石原委員	どこの学校でも同じような体制を作っていくのか。人材の確保は難しくなると思うが。
古屋主幹・指導主事	出来れば町内各校での体制を整えたいが、難しいと思います。そのような案件があった場合は、保護者とも協議し対応を検討する必要があります。
教育長	他にはいかがでしょうか。 無いようですので、承認してもよろしいでしょうか。 (異議なく承認)
教育長	次に3)昭和町教育委員会事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則について事務局お願いします。

神澤課長

それでは資料をご覧ください。教育委員会事務局等の組織に関する規則の一部を改正いたします。主な改正理由といたしましては、秋の機構改革により「子育て支援課」が設立されました。それに伴い学校教育課で行っていた「幼稚園の就園奨励費の事務」を4月より子育て支援課が引き継ぐことになるためです。また、精査したところ名称が変更されていたところの訂正と、幼児とあった部分の削除になります。

(資料を用いて詳細説明)

教育長

この件について、ご意見、ご質問ありますか。  
無いようですので、承認してもよろしいでしょうか。

(異議なく承認)

5) その他について、何かありますか。 無いようですので、議事を終わります。

—閉会 午後3時40分—

次回の定例会教育委員会は令和3年3月26日(金)午後1時30分から開催します。